

(1) 条例の形態

- ・ 基本的な理念や方向性を規定し、詳細な事項については別途規則で定めていく方向性
- ・ 地域の実情に応じ柔軟な対応ができるように大略とすることで、あらゆる可能性を包含

(2) 条例の内容

①目的

自治基本条例第 16 条に基づく、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体が、協働及び共創のまちづくりを推進するため、その組織の設置に関し必要な事項を定める。

②用語

- (i) 住民自治 自分たちが住んでいる地域を自分たちで運営
- (ii) 市民 在住、在勤、在学の個人。市内に事業所を置く事業者。市内で活動する団体
- (iii) 自治会等 一定の区域内の住民等で構成された福祉や振興の向上ため活動する組織
- (iv) 市民公益活動団体 市民が自主的に地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体
- (v) 地域まちづくり協議会 概ね旧小学校区を単位とする地域の市民により構成し、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であり、市長の認定を受けた団体。

③組織の範囲

概ね小学校区を単位。同一区域内においては、1 団体のみ。

④組織の構成員

③の組織の範囲内の市民

⑤認定

- (i) 規約を定めている（団体名称、事務所所在地、総会開催方法、役員選出方法及び役割、予算編成及び決算報告、規約の改廃方法、監査、その他必要事項）
- (ii) 役員の選出、団体運営が規約に基づき行われている
- (iii) 自治会等及び市民公益活動団体が参画している
- (iv) 区域内の市民が希望に応じた活動に参加できる

⑥地域まちづくり協議会の活動

- (i) 地域計画の策定(まちづくりの目標、活動方針、活動内容)
- (ii) 地域の課題解決や魅力向上に向けた取組
- (iii) 地域の市民との情報共有

⑦活動の制限

- (i) 宗教の教義を広める又は信者を強化育成することが主たる目的
- (ii) 政治上の主義を推進、支持又はこれに反対することが主たる目的
- (iii) 特定の公職若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦、支持又はこれに反対することが主たる目的
- (iv) 公序良俗に反するおそれのある反社会的な活動

(3) 規則に規定する内容 (案)

- ①認定の申請手続
- ②認定の決定及び通知
- ③認定の変更
- ④認定の取消し
- ⑤活動の報告